

第9 動力消防ポンプ設備

1 設置場所

令第20条第4項第4号の規定によるほか、次によること。

- (1) 動力消防ポンプ（消防ポンプ自動車又は自動車によって牽引されるものを除く。）は、設置する水源ごとに、火災及び雨水等の影響を受けるおそれのない場所に設けること。
- (2) 動力消防ポンプ（消防ポンプ自動車又は自動車によって牽引されるものを除く。）は、設置する水源ごとに、当該水源の直近（概ね3 m以内）に設けること。

2 性能

令第20条第3項に規定する放水量は、「動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令」（昭和61年10月自治省令第24号）第21条の別表に定める規格放水性能における規格放水量以上とすること。

（参考） 動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令 第21条 別表

ポンプ の級別	放水性能			
	規格放水性能		高圧放水性能	
	規格放水圧力 (MPa)	規格放水量 (m ³ /min)	高圧放水圧力 (MPa)	高圧放水量 (m ³ /min)
A-1	0.85	2.8以上	1.4（直列並列切換え型のポンプは、1.7）	2.0（直列並列切換え型のポンプは、1.4）以上
A-2	0.85	2.0以上	1.4（直列並列切換え型のポンプは、1.7）	1.4（直列並列切換え型のポンプは、1.0）以上
B-1	0.85	1.5以上	1.4	0.9以上
B-2	0.7	1.0以上	1.0	0.6以上
B-3	0.55	0.5以上	0.8	0.25以上
C-1	0.5	0.35以上	0.7	0.18以上
C-2	0.4	0.2以上	0.55	0.1以上
D-1	0.3	0.13以上		
D-2	0.25	0.05以上		

3 水源

水源の有効水量の算定は、次によること。

- (1) 雑用水等の水源と併用する場合は、「第2 屋内消火栓設備」2(4)イを準用すること。
- (2) 地盤面下に設ける場合は、地盤面の高さから4.5m以内の範囲を有効水量とすること。
- (3) 水源水槽の材質は、鋼板、鉄筋コンクリート製、ステンレス鋼板製又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性のあるものとする。ただし、「第2 屋内消火栓設備」3(1)ア(イ)b(a)又は(b)のいずれかに設ける場合は、合成樹脂製のものとすることができる。

なお、合成樹脂製とする場合は、周囲に可燃物等を存置しないこと。●

4 器具

- (1) 吸管は、3の有効水量が取水できる長さのものとすること。
- (2) ホースは、設置する動力消防ポンプ設備ごとに、防火対象物の各部分から水源に部署した動力消防ポンプまで容易に到達できる本数を設けること。
- (3) 令第20条第4項第2号に規定される「各部分に有効に放水することができる」とは、ホースを伸長する経路、ホースの長さ及び放水距離（仕様書に記載される放水距離又は2の別表に掲げる放水性能で放水した際における放水距離）を考慮し有効に消火できるように設けることをいうものであること。

5 表示●

- (1) 動力消防ポンプを通常収納する部分には、当該ポンプの置き場である旨の表示をすること。ただし、明らかに判断できる場合にあっては、この限りでない。
- (2) 水源には、動力消防ポンプ用の水源である旨の表示をすること